

【主旨】

家計を支える現役社員が病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合、家族の精神的打撃はもちろん、長期に続く収入減による生活資金の影響も考えられます。このような際の対応の一つに「障害年金」があります。今回のシリーズでは、「働きながら受給可能な障害年金」の制度等を紹介します。

【第一回目】 現役サラリーマン等が疾病やケガをした際の補償

1. 各種の補償制度

	制 度	概 要
1	生命保険	自らが保険金をかけていることを前提に、治療・入院費の受給があります。
2	健康保険	疾病等が長引き、有給休暇等を全て消化したのち、給与の 2/3 を限度に健康保険組合から、最長 18 カ月間の傷病手当金の支給があります。
3	労災保険	勤務中に発生した傷病や事故等による場合、労災保険から、療養補償や休業給付等の支給、また傷病の程度により一時金の支給があります。傷病が固定した場合は、障害補償年金として受け取ることができますが、障害年金との割合が考慮されます。
4	障害年金	事故や疾病により、勤務ができなくなった際に生活保障のため受給できるものです。また働きながら(給与の支払も同時にあり)、障害年金を受給することも可能です。

2. 障害年金について

年金と言えば、会社員や公務員等が引退後の生活資金としての「老齢基礎・厚生年金」の受給が一般的です。しかし仕事をしていた際の事故や病気で、給与等の報酬が無くなった際にも受給可能な「障害基礎・厚生年金」があります。一般的に、障害年金は眼や耳、手足などの障害と考えられがちですが、がんや糖尿病などの長期療養が必要な場合にも支給対象となる場合があります。生活補償のひとつとしてきわめて重要な社会保障となっています。各種社会保障制度の中でも、現役世代が受給できる極めて大切な年金となっています。

障害年金の受給と年金額の目安種類 (2017 年度)

職 業	自営業者等(国民年金)	会社員・公務員(厚生年金)	
受給年金	障害基礎年金	障害基礎年金 + 障害厚生年金	
年金の受取ケース	障害等級 1.2 級となった被保険者が受け取れる	・障害基礎年金は自営業者などと同様 ・厚生年金では障害等級 3 級の年金や、3 級より軽い場合の手当金(一時金)も受け取れる	
障害等級	1 級	974,125 円	1,914,645 円 (障害基礎年金を含めて)
	2 級	779,300 円	1,531,716 円 (障害基礎年金を含めて)
	3 級	制度なし	752,416 円 (最低保証額 584,500 円)

(厚生年金算出基準例(目安)：報酬月額 35 万円、賞与 4 か月分、加入期間 25 年)